



自立支援協議会って？



A. 地域(市区町村) 自体で地域づくり を考える場、だよ。

「障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関等により構成される協議会を置くように努めなければならない。」ということが、障害者総合支援法第八十九条の三に規定されているんだ。

また、平成18年8月1日付け障発第0801002号「地域生活支援事業の実施について」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の地域生活支援事業実施要綱には「地域自立支援協議会」を設置するとされているんだ。

京都市障害者地域自立支援協議会ではそれらを踏まえて、行政機関(京都市の関係機関)、相談支援事業者(障害者地域生活支援センター)、障害福祉サービス事業者の三者を基本に構成されているよ。

京都市では障害者総合支援法で設置が必須とされている「地域自立支援協議会」を全市を範囲とした『京都市障害者自立支援協議会』(市協議会)と、市内を5つの障害保健福祉圏域に分けて、圏域ごとに設置する『京都市(中部・北部・東部・南部・西部)障害者地域自立支援協議会』(地域協議会)の2つに分けて構成しているんだ。

この圏域というのは

- ・中部(上京区・中京区・下京区・南区)
 - ・北部(北区・左京区)
 - ・東部(東山区・山科区・伏見区醍醐支所)
 - ・南部(伏見区・伏見区深草支所)
 - ・西部(右京区・西京区・西京区洛西支所)
- となっているよ。

「地域協議会」は、各行政区の保健福祉センター、京都市の委託事業所である3つの地域生活支援センター、指定障害福祉サービス事業所で構成されていて、障がいを持つ市民の地域での生活を支える身近な組織として機能しているんだ。

障がい福祉サービスの利用調整の円滑化や、協働支援体制の構築などの個別支援活動を行うことによって、一人ひとりの障がいを持つ市民を支えるために、それぞれ独立して活動するんだね。

「市協議会」は、京都市の障害保健福祉所管課と5箇所の「地域協議会」の複数の代表者で構成されていて、地域協議会で浮かび上がった諸課題の連絡調整を行うんだ。

また、「地域協議会」で把握した、それぞれの地域でのニーズや支援課題を必要に応じて自治体で集約・共有して、京都市障害者施策推進協議会に報告するなど、施策に反映するための活動を行うんだね。

障がいのある人たちの地域生活を支援していくためには、いくつか気を付けておかなければいけないことがあるよ。

個人個人でひとりの人を支援するんじゃなくて、[関係機関が連携](#)を取り、手を取り合って利用者を支援していきましょう、という姿勢だね。

障がいを持つ人を真ん中に、さまざまな関係諸機関、福祉分野はもちろんだけど、医療・保健・教育・就労などなどが、お互いに連携しながら、[地域](#)での支えるシステムを構築していくこと、を目的としているよ。

そのためには、それぞれの障がいがある人たちの、幅広いニーズとさまざまな地域の社会資源をきちんと見極められなければいけないんだ。

そこで必要になってくる複数のサービスを適切に結び付けて調整を図りながら、総合的かつ継続的なサービス提供を確保していくことが必要になってくるね。

また、制度によるフォーマルな支援と、ボランティアなどのインフォーマルな支援をつなぐ働きも必要になる。

さらには社会資源の改善及び開発を推進することが不可欠となるんだ。

そういったことを具体的に行うのが、地域生活支援事業における[相談支援](#)事業なんだ。

その相談支援事業の中核的役割を果たす協議の場が「自立支援協議会」という位置づけになっているんだよ。

障害者総合支援法は「障がいのある人たちが普通に暮らせる地域づくり」を目指していて、自立支援協議会は、この共通認識のもとに、地域における多職種・多分野の人たちによって構成されているよ。

それぞれの個別の相談支援の事例を通じて明らかになった、それぞれの地域の課題を[共有](#)して、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に推し進めていく役割を担っているんだ。

障がいのある人たちやその家族たちの、抱えているさまざまなニーズに対応していくための話し合いの場、になっているんだね。

[《MENU》](#)

[《療育ってどんなもの？》](#)

[《なぜ小児性犯罪は起こるのだろう？》](#)